

第10回 市民と議会のつどい

「語ってみゅーか」

平成24年10月29日（月）、30日（火） 午後7時～9時

<会次第>

◇開会あいさつ

◇議会報告

9月定例会の概要

◇意見交換

各班のテーマについて、ご意見・ご要望をお聴きします。

◇フリートーク

市政全般について、ご意見・ご要望をお聴きします。

◇閉会あいさつ

◆「市民と議会のつどい」の実施方法

時 期 原則として3月及び9月定例議会終了後2ヶ月以内に開催

場 所 市内8地区（三浦、鈴田、大村、西大村、竹松、萱瀬、福重、松原）の住民センター、コミセンなど

実施方法 議員が市民全体の代表者として4班にわかれ、市内各地区で実施します。地元の議員が参加するとは限りませんのでご了承ください。



9月定例会

平成24年度の一般会計補正予算を一部修正可決、大村市斎場の指定管理者の指定に関する議案を否決したほか、平成23年度の決算11会計、平成24年度の特別会計補正予算など24議案を可決(認定・同意)しました。

□ 平成23年度の主な決算の概要

一 般 会 計

歳入決算額 373億3,002万9,903円

歳出決算額 359億2,814万1,760円

前年度比で、歳入は5.7%、歳出は7.1%の減となっています。

歳入においては、国の経済対策による普通建設事業の終了により、国庫支出金が前年度と比較して約11億4,900万円の大幅な減少となっています。

歳出においては、公営住宅等整備事業、多目的スポーツ広場整備事業などの減少により、投資的経費が前年度と比較して約15億9,200万円の大幅な減少となっています。

◇一般会計決算審査における主な意見

統合型地理情報システム(GIS)については廃止を含めて検討すること(市長公室)/山間部の地籍調査を前倒しで実施すること(財政部)/行政委員事務報償金の増額を検討すること(市民環境部)/乳幼児集団健診の受診率向上策を講じること(こども未来部)/じけたまぐらプリで開発された商品の追跡調査を行い売上につながる効果的な施策を展開すること(商工観光部)



国民健康保険事業特別会計

歳入決算額 90億9,004万8,121円

歳出決算額 90億3,615万7,208円

平成23年度の国保世帯数は12,517世帯、被保険者数は21,895人となっています。

歳入では、国保税の収入額が前年度と比較して約600万円増の約18億4,000万円、歳出では、保険給付費（医療費）が約2億3,900万円増の約63億800万円となっています。

厚生委員会では、医療費削減対策や特定健診受診率向上対策について、他課と連携を図りながら新たな施策を講じるよう意見を付しました。

後期高齢者医療事業特別会計

歳入決算額 7億6,330万 948円

歳出決算額 7億6,180万6,448円

後期高齢者医療制度の運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合が、医療の給付や保険料の決定を行い、市では各種申請にともなう窓口業務や保険料の徴収を行っています。

保険料の徴収率は、未納額が10万円を超える滞納者が増加したことなどにより、前年度の99.38%から99.26%に低下しました。

介護保険事業特別会計

保険事業勘定（保険給付）

歳入決算額 51億3,126万2,946円

歳出決算額 51億 694万2,272円

介護サービス事業勘定（ケアプラン作成）

歳入歳出決算額 5,006万6,836円

介護保険の認定者数は、前年度と比較して181人増の3,170人、介護給付費は約2億2,000万円増の約47億9,000万円となっています。

厚生委員会では、シルバーパワーアップ事業について、公共施設だけでなく民間施設の活用も検討するよう意見を付しました。

病院事業決算

収益 5億7,921万4,130円

費用 4億 143万5,458円

平成20年度から指定管理者制度を導入し、大村市民病院の経営は指定管理者が行っています。市の病院事業会計では、一般会計からの繰入金を財源に、病院事業の不良債務解消のために借り入れた公立病院特例債の元利償還金の償還などを行っています。

大村市民病院の経常収支は、平成22年度に昭和63年以来の黒字となり、平成23年度においても、約1,630万円の黒字となっています。

モーターボート競走事業決算

収益 601億7,501万3,469円

費用 596億3,226万1,245円

開催日数の増加やSGチャレンジカップの開催などにより、総売上額は過去最高の433億1,068万円を記録し、純利益は5億4,275万2,224円で、7年連続の黒字でとなっています。

利益剰余金のうち、3億円が一般会計へ繰入れられ、保育料の第2子無料化など、さまざまな事業に活用されます。



□ その他の9月定例会の主な内容

◇大村市斎場に関する議案を否決

大村市斎場の指定管理者の指定に関する議案を否決したほか、大村市療育支援センターや琴平岳展望所の指定管理者の指定など4件の議決議案を可決しました。

斎場の指定管理者の指定について審査を行った建設環境委員会では「直営として何らかの形で市が関わるべき」、「斎場は他の施設とは異なる性質を有しており、指定管理者制度を適用し、短絡的に経費削減を求める施設ではない」、「指定管理者候補者は市外の事業者であり、不測の事態が発生した場合、対応がとれるとは考えられない」との反対意見が出され、採決の結果、賛成少数でこの議案は否決されました。

本会議においては「事業者の選定については、条例に基づき適正に行われている」、「指定管理者制度を適用することに異論があるのであれば、条例改正を行うべき」、「候補者は実績もあり、候補者自体を否定する根拠は見出せない」との原案に賛成する意見も多く出されましたが、採決の結果、可否同数、議長裁決で否決となりました。

◇平成24年度の一般会計補正予算を一部修正可決

約5億5,796万円を追加する平成24年度の一般会計補正予算を一部修正可決したほか、2件の特別会計、1件の企業会計の補正予算を可決しました。

一般会計補正予算の主なものは、園舎の老朽化や定員増に対応するため増改築を行う私立保育園3園に対し補助金を交付する私立保育園整備事業、6月の集中豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行う農林施設災害復旧事業などです。

また、次年度以降の予算の限度額等を決定する債務負担行為において、建物の杭の増強、避難階段の設置を行うため、本町アパート及び市民交流プラザ建設事業費の増額補正（約2・2億円）が計上されていました。

この増額補正について審査を行った建設環境委員会では、「3月の当初予算の時点で増額することはわかっていたにもかかわらず議会に対して全く報告がなかったことは議会軽視である」、「安易に建設費を増額するのではなく、アパートの戸数を削減するなど、当初予算の範囲内で事業を進めるべき」との理由により増額補正を削除する修正案が数名の議員から提出されましたが、「ストック計画、交付金の関係からも事業変更はできない状況である」、「中心市街地のにぎわい回復など、本事業の必要性からも今回の増額には賛成である」との修正案に反対する意見が出され、採決の結果、賛成少数でこの修正案は否決されました。

本会議においても、委員会と同様の修正案が提出され、多くの賛成、反対意見が出されましたが、採決の結果、賛成少数でこの修正案は否決されました。

また、同じく債務負担行為において、大村市斎場運営管理委託に関する限度額等の補正が計上されていましたが、上記のとおり、斎場の指定管理者の指定に関する議案が否決されたため、その補正を削除する修正案が提出されました。

この修正案は、採決の結果、委員会においては賛成多数、本会議においては、可

否同数、議長裁決により、可決されました。

最終的に、平成24年度の一般会計補正予算については、斎場運営管理委託に関する債務負担行為の補正を削除する一部修正可決という結果になりました。

◇本町アパート及び市民交流プラザ建設事業費の概要

内容 市民交流プラザ、市営住宅の建設
(本町アーケード内、親和銀行大村支店跡地)

期間 平成23年～平成25年(平成26年7月施設運用、市営住宅は5月より)

総事業費 約12億円(土地購入費 約9,386万円 建設費 約11億円)
※市営住宅部分の45%、市民交流プラザ部分の55%が国庫補助

詳細

| | |
|-----|-------------------------------|
| 1階 | コミュニティースペース |
| 2階 | 小ホール(150席) |
| 3階 | こども未来館 |
| 4階 | こども未来館 |
| 5階 | |
| ～ | 市営住宅 |
| 12階 | 32戸は高齢者世帯向け住宅 16戸は一般世帯向け住宅 |



変更する内容

平成24年9月定例会 → 建物の杭の増強、屋内退避階段の設置(約2.2億円)
(補正予算に債務負担行為として計上)

平成25年3月定例会 → 大型遊具の購入、ホール、建物前広場の整備(約1.6億円)
(新年度予算に計上予定)

市議会トピックス

8月29日に臨時会を開催し、選挙により廣瀬政和 議長を選出したほか、常任委員会、特別委員会の構成を一部変更しました。

変更した委員会の構成(◎は委員長、○は副委員長)

総務委員会

財政・政策・税金など

◎村崎 浩史 ○三浦 正司
田中 秀和 城 幸太郎
村上 秀明

厚生委員会

福祉・保健・医療など

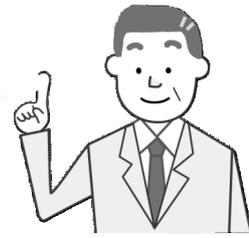
◎中瀬 昭隆 ○田中 守
朝長 英美 山口 弘宣
里脇 清隆

地場企業振興調査

特別委員会

◎田中 秀和 ○北村 貴寿
中瀬 昭隆 城 幸太郎
村上 信行 山北 正久
里脇 清隆 神近 寛

大村市議会の議会改革



■ 議会基本条例の制定

議会の役割と活動の指針を明確にするため、議会基本条例を制定しています。議員同士、行政側との活発な議論の推進や市民への説明責任などが盛り込まれており、具体的には、「市民と議会のつどい」の定期開催や行政側が議員に逆質問できる「反問権」の付与、一般質問をわかりやすくするための「一問一答方式」の導入などを定めています。

■ 市民と議会のつどいの開催

議会での意思決定に関する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行うため、市内8地区で年2回、「市民と議会のつどい」を開催しています。ご参加された市民の皆様からいただいたご意見は、所管の常任委員会で整理・研究し、定例議会の一般質問で取り上げるとともに、重要な案件については、大村市へ要望を行っています。

■ 市政研究会の開催

政務調査の報告や市政の動きについて情報の共有を図るために、定例議会がない月にも全議員が集合し、「市政研究会」を開催しています。

■ 一般会計予算・決算特別委員会の設置

行政運営の根幹である一般会計の重要性に鑑み、監視機能の強化、論議の活性化を図るため、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、一般会計の予算・決算審査を行っています。

■ 本会議の生中継・録画中継

定例会・臨時会のすべての本会議の様態をケーブルテレビで生中継、ホームページで録画配信しているほか、定例会の一般質問の様態をFMラジオで生中継しています。

■ すべての会議を公開

本会議、委員会等、原則すべての会議を公開しています。

■ 政務調査費の透明性の確保

政務調査費の執行状況をホームページ上で公表するとともに、議会事務局で収支報告書が閲覧できます。

■ 議会基本条例、議会改革の検証、強化

これまで取り組んできた議会改革を検証するとともに、議会基本条例が有効に機能しているかを検証する組織を設置しています。

市議会の活動を知るためには

市議会の活動は、定例会や臨時会の会議のほか、必要に応じて各種委員会や全員協議会など、市政の重要な問題などを話し合う会議などが開かれています。

それら議会の活動を知っていただくためには、以下のような方法があります。

①傍聴

本会議及び委員会は、公開されています。傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に記載のうえ、傍聴ください。ただし、委員会は、傍聴席に限りがありますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。

②会議録

本会議の記録は、市役所（情報コーナー）、市立図書館、各出張所で閲覧できます。また、議会ホームページでもご覧いただけます。

③市議会だより

市議会の活動を広く市民の皆様にお知らせするために、定例会ごとの年4回「市議会だより おおむら」を発行し、市報などと一緒に各戸配布するほか、市の各施設にも置いておりますので、ぜひご覧ください。

④議会ホームページ

インターネットを使って、大村市のホームページから市議会のホームページをご覧いただけます。内容は、議会のしくみ、市議会だより、会議録、定例会・臨時会の録画配信、本会議の予定、一般質問の内容など最新の情報を掲載しています。

⑤ケーブルテレビ・FMラジオ

定例会・臨時会のすべての本会議の様相をケーブルテレビで、定例会の一般質問の様相をFMラジオで生中継しています。

請願・陳情の出し方



市議会は、みなさんから市政などに対する要望や意見を請願あるいは陳情として受け付け、審査を行います。請願書については、議会で採択か不採択かの結論を出し、採択したものは国・県など関係機関に必要な措置を講じるよう求めます。陳情書は委員会に送付することとしています。

請願・陳情書は、市政についての要望、提出年月日、提出者の住所・氏名などを記載し、押印したものを議長に提出することになっています。なお、請願書を出すには1人以上の議員の紹介が必要です。（陳情書は議員の紹介は不要です）

請願・陳情については随時受け付けていますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。（ホームページでも様式等が閲覧できます）

◇大村市議会

大村市玖島1丁目25番地 TEL 52 - 3828

<http://www.city.omura.nagasaki.jp/gikai/>